

第 6 編 財 務

○北上地区広域行政組合議会の議決に付 すべき契約及び財産の取得又は処分に 関する条例

昭和 63 年 4 月 1 日
条 例 第 2 2 号

北上花巻衛生処理組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に關する条例（昭和 53 年条例第 3 号）の全部を改正する。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び第 8 号の規定により議会の議決に付さなければならない契約及び財産の取得又は処分に關しては、北上市の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○北上地区広域行政組合諸収入金に対す る延滞金徴収条例

昭和 63 年 4 月 1 日
条 例 第 2 3 号

北上花巻衛生処理組合諸収入金に対する延滞金徴収条例（昭和 57 年条例第 1 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 3 第 2 項の規定に基づき、延滞金の徴収に關し必要な事項を定めるものとする。

（延滞金の徴収方法等）

第 2 条 延滞金の徴収に關しては、北上市の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○北上地区広域行政組合財務規則

昭和 63 年 4 月 1 日
規 則 第 1 8 号

北上花巻衛生処理組合財務規則（昭和 36 年規則第 3 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 173 条の 2 の規定に基づき、別に定めがあるもののほか、財務に關し必要な事項を定めるもの

とする。

(財務の取扱い)

第2条 財務に関しては、北上市の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○北上地区広域行政組合行政財産使用料条例

平成元年7月28日

条 例 第 3 号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第4項の規定により、別に定めるもののほか、行政財産の使用を許可した場合において、使用者から徴収する使用料及びその徴収の方法等に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用料の額)

第2条 使用料の年額は、別表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる算出方法により算出した額の合計額とする。

2 行政財産の使用期間が1年に満たない場合の使用料の額は、当該行政財産の使用料の年額を使用期間に応じて月割又は日割で計算した額とする。ただし、時間を単位として使用させる行政財産の場合には、前項の算出方法に準じて管理者が定める額とする。

(使用料の最低限度額)

第3条 前条の規定により算出して得た1件の使用料の額が100円未満となる使用料は、これを100円とする。

(使用料の減免)

第4条 管理者は、第2条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合は、使用料を減免することができる。

- (1) 国、県、他の地方公共団体又は公共的団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。
- (2) 主要な役職員の職を組合の職員が兼ねる法人その他の団体が、管理者の承認を得た計画に基づいて施行する事業の遂行のために直接使用するとき。
- (3) 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により応急用の施設として使用するとき。
- (4) 主として組合の職員を構成員とする法人その他の団体が、その事務所のため又はその構成員の研修若しくは福利厚生 of 事業遂行のため使用するとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、財産の使用が短期若しくは小部分であるとき、又は組合の行政遂行上特に必要と認められるとき。

(使用料の徴収方法)

第5条 使用料は、前納しなければならない。ただし、使用期間が3月を超える場合において管理者が特に必要と認めるときは、当該使用期間内において分割して納付することができる。

(使用料の不還付)

第6条 既納の使用料は、還付しない。ただし、公用又は公共用に供するため行政財産の使用許可を取り消したとき、その他特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(補則)

第7条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、平成元年8月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前に行政財産の使用許可を受けた者については、この条例により許可を受けたものとみなし、当該許可に係る使用料の額については、その許可期間が満了するまでの間、なお従前の例による。

別表(第2条関係)

区 分	算 出 方 法
基本使用額	適正な時価による財産価格に100分の5を乗じて得た額により算出するものとする。
共済基金分担金相当額	地方自治法第263条の2に規定する公益法人に災害共済を委託する場合の共済分担金又は火災保険、災害保険その他の損害保険の掛金により算出するものとする。
諸経費按分額	電気、ガス若しくは水の供給又は公衆電気通信の役務の提供に係る料金及び清掃費その他の経費の年額により算出するものとする。

備考 行政財産の使用が当該行政財産の一部に限られる場合の使用料の額の算出方法は、管理者が定める。

○北上地区広域行政組合行政財産の使用 許可に関する規則

平成元年7月28日

規則第3号

改正 平成14年3月15日規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、北上地区広域行政組合財務規則(昭和63年規則第18号)第2条及び北上地区広域行政組合行政財産使用料条例(平成元年条例第3号)第7条の規定により行政財産の使用許可及び使用料の徴収法方法に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用許可申請)

第2条 行政財産の使用許可を受けようとする者は、行政財産使用許可申請書(様式第1号)を提出しなければならない。

(使用許可)

第3条 管理者は、行政財産の使用許可をしたときは、行政財産使用許可書(様式第2号)を交付するものとする。

2 次の各号に掲げる事項は、許可の条件とする。

- (1) 使用許可をした行政財産(以下「許可財産」という。)を公用若しくは公共用に供するための必要があるとき、又は次号以下に掲げる条件に違反する行為があると認めるときは、許可を取消し、又は変更することがある。
- (2) 行政財産の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、許可財産の

保全のため必要な措置を命ぜられたときは、これに従わなければならない。

- (3) 使用者は、許可財産の保全のため立入り又は実地調査を拒んではならない。
- (4) 使用者は、許可財産を許可した用途若しくは目的以外に使用し、他人に転貸し、又は担保に供してはならない。
- (5) 使用者は、故意又は過失により当該許可財産を滅失し、き損し、又は原形を変更してはならない。
- (6) 使用者は、許可財産である土地において、みだりに建物又は工作物を設置し、又は増築し、改築し、若しくは移築してはならない。
- (7) 前3号に掲げる条件に違反したときは、当該許可財産の原状回復又は損害賠償を命ずることがある。
- (8) 許可期間（許可期間経過後で許可財産の引渡しまでの期間を含む。）内に使用者の責めにより許可財産その他組合の所有する物件に損害が生じたときは、当該使用者に対し全部又は一部の賠償を命ずることがある。この場合において使用者が損害の賠償を免れようとするときは、その損害の原因が明らかに自己の責めに帰するものでないことを証明しなければならない。

（使用の不許可）

第4条 管理者は行政財産について使用を許可しないこととしたときは、行政財産使用不許可書（様式第3号）を交付するものとする。

（使用許可の変更）

第5条 管理者は、許可財産について使用許可に係る内容を変更したときは、行政財産使用変更許可書（様式第4号）を交付するものとする。

（使用許可の取消）

第6条 管理者は、許可財産の使用許可を取消ししたときは、行政財産使用許可取消書（様式第5号）を交付するものとする。ただし、次条の規定による返還の場合は、この限りでない。

2 前項の取消しをする場合は、取消しようとする日の14日前までにしなければならない。ただし、許可期間が短期の場合又は使用許可の条件に違反したための取消しをする場合は、この限りでない。

（返還申請）

第7条 使用者がその使用目的の消滅その他の理由により当該許可財産を返還しようとするときは、行政財産返還申請書（様式第6号）を提出しなければならない。

（使用許可の期間）

第8条 使用許可の期間は、1年以内の期間としなければならない。

（使用料の減免申請）

第9条 許可財産の使用料の減免を受けようとする者は、行政財産使用料減免申請書（様式第7号）を提出しなければならない。

（使用料の徴収）

第10条 許可財産の使用料の徴収は、北上地区広域行政組合財務規則（昭和63年北上地区広域行政組合規則第18号）第2条の規定に準じ、納入通知書により行うものとする。

（平14規則2・一部改正）

附 則

この規則は、平成元年8月1日から施行する。

附 則（平成14年規則第2号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 2 条関係）（平 14 規則 2・一部改正）

年 月 日

北上地区広域行政組合
管理者 北上市長

様

申請者
住 所
氏 名



行政財産使用許可申請書

次のとおり行政財産を使用したいので、北上地区広域行政組合行政財産の使用許可に関する規則第 2 条の規定により申請します。

記

1 使用許可を受けようとする財産の所在地、区分、種目及び数量

所在地
区 分
種 目
数 量

2 使用許可を受けようとする財産の用途又は使用目的

3 使用期間

年 月 日から 年 月 日まで

4 その他参考事項

様式第2号（第3条関係）

北上地区広域行政組合指令 第 号

行政財産使用許可書

申請者

住 所

氏 名

年 月 日づけで申請のあった行政財産の使用許可申請については、
次のとおり条件を付して許可します。

年 月 日

北上地区広域行政組合

管理者 北上市長 氏 名 印

1 使用する財産の所在地、区分、種目及び数量

所在地

区 分

種 目

数 量

2 使用許可する財産の用途又は使用目的

3 使用許可期間

年 月 日から 年 月 日まで

4 使用料の額及び納入方法

使用料の額は金 円とし、別に送付する納入通知書により納入すること。

5 許可の条件

- (1) 使用許可をした行政財産（以下「許可財産」という。）を公用若しくは公共用に供するため必要があるとき、又は次に掲げる条件に違反する行為があると認めるときは、許可を取消し、又は変更することがある。
- (2) 許可財産の保全上必要な措置を命じたときは、これに従わなければならない。
- (3) 許可財産の保全のため立入り又は実地調査を拒んではならない。
- (4) 許可財産を許可した用途若しくは目的以外に使用し他人に転貸し、又は担保に供してはならない。
- (5) 故意又は過失により当該許可財産を滅失し、き損し、又は原形を変更してはならない。
- (6) 当該許可財産である土地において、みだりに建物又は工作物を設置し、又は増築し、改築し、若しくは移築してはならない。
- (7) (4)(5)(6)に掲げる条件に違反したときは、当該許可財産の原状回復又は損害賠償を命ずることがある。
- (8) 許可期間（許可期間経過後で許可財産の引渡しまでの期間を含む。）内に使用者の責めにより許可財産その他組合の所有に属する物件に損害が生じたときは、当該使用者に対し全部又は一部の賠償を命ずることがある。この場合において許可を受けた者が損害の賠償を免れようとするときは、その損害の原因が明らかに自己の責めに帰するものでないことを証明しなければならない。

備考 この許可について不服がある場合は、この許可指令書を受取った日の翌日から起算して 60 日以内に管理者に対して異議の申立てをすることができます。

様式第3号（第4条関係）

北上地区広域行政組合指令 第 号

行政財産使用不許可書

申請者

住 所

氏 名

年 月 日づけで申請のあった行政財産の使用許可申請については、
次の理由により許可しません。

年 月 日

北上地区広域行政組合

管理者 北上市長 氏 名 印

1 使用許可申請のあった財産の所在地、区分、種目及び数量

所在地

区 分

種 目

数 量

2 使用許可しない理由

様式第4号（第5条関係）

北上地区広域行政組合指令 第 号

行政財産使用変更許可書

住 所

氏 名

年 月 日づけ北上地区広域行政組合指令第 号により使用許可した行政財産使用許可については、次のとおり変更します。

年 月 日

北上地区広域行政組合

管理者 北上市長 氏 名 印

1 使用許可を変更する事項

2 変更する理由

様式第5号（第6条関係）

北上地区広域行政組合指令 第 号

行政財産使用許可取消書

住 所

氏 名

年 月 日づけ北上地区広域行政組合指令第 号により許可した行政財産の使用許可については、次の理由により取り消しますから
年 月 日までに財産を返還してください。
なお、これに伴い使用料金は金 円に変更します。

年 月 日

北上地区広域行政組合

管理者 北上市長 氏 名 印

取消しする理由

年 月 日

北上地区広域行政組合
管理者 北上市長 様

申請者
住 所
氏 名



行政財産返還申請書

年 月 日づけ北上地区広域行政組合指令第 号により使用許可を受けた行政財産を使用する必要がなくなりましたので、返還します。

1 使用許可を受けた財産の所在地、区分、種目及び数量

所在地

区 分

種 目

数 量

2 使用許可を受けた期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 使用料

金 円

様式第7号（第9条関係）（平14規則2・一部改正）

年 月 日

北上地区広域行政組合
管理者 北上市長 様

申請者
住 所
氏 名



行政財産使用料減免申請書

年 月 日づけ北上地区広域行政組合指令第 号により行政財産の使用を許可されましたが、使用料の減免を受けたいので、北上地区広域行政組合行政財産の使用許可に関する規則第9条の規定により申請します。

記

1 減免を受けようとする使用料の額

2 減免を受けたい理由

○北上地区広域行政組合財産の交換、譲 与、無償貸付等に関する条例

平成元年 7 月 28 日
条 例 第 4 号

(趣旨)

第 1 条 財産の交換、譲与、無償貸付等に関しては、この条例の定めるところによる。

(普通財産の交換)

第 2 条 普通財産は、次の各号の一に該当するときは、これを他の同一種類の財産と交換することができる。ただし、価額の差が、その高価なものの価額の 5 分の 1 超えるときは、この限りでない。

- (1) 本組合において、公用又は公共用に供するため、他人の所有する財産を必要とするとき。
- (2) 国又は他の地方公共団体その他公共団体において、公用又は公共用に供するため本組合の普通財産を必要とするとき。

2 前項の規定により交換する場合において、その価額が等しくないときは、その差額を金銭で補足しなければならない。

(普通財産の譲与又は減額譲渡)

第 3 条 普通財産は、次の各号の一に該当するときは、これを譲与し、又は時価よりも低い価額で譲渡することができる。

- (1) 他の地方公共団体その他公共団体において、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するため、普通財産を他の地方公共団体その他公共団体に譲渡するとき。
- (2) 他の地方公共団体その他公共団体において、維持及び保存の費用を負担した公用又は公共用に供する財産の用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によって生じた普通財産をその負担した費用の額の範囲内において当該地方公共団体その他公共団体に譲渡するとき。
- (3) 公用又は公共用に供する公有財産のうち、寄附に係るものの用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によって生じた普通財産をその寄附者又はその相続人その他包括承継人に譲渡するとき。ただし、寄附の際特約をした場合を除くほか、寄附を受けた後 20 年を経過したものについては、この限りでない。
- (4) 公用又は公共用に供する公有財産の用途に代るべき他の財産の寄附を受けたためその用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によって生じた普通財産の寄附を受けた財産の価額に相当する金額の範囲内において当該寄附者又はその相続人その他の包括承継人に譲渡するとき。

(普通財産の無償貸付又は減額貸付)

第 4 条 普通財産は、次の各号の一に該当するときは、これを無償又は時価よりも低い価額で貸付けることができる。

- (1) 他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。
- (2) 地震、火災、水害等の災害により普通財産の貸付けを受けた者が当該財産を使用の目的に供しがたいと認めるとき。

(物品の交換)

第 5 条 物品に係る経費の低減を図るため、特に必要があると認めるときは、物品を本組合以外の者が所有する同一種類の動産と交換することができる。

2 第2条第2項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

(物品の譲与又は減額譲渡)

第6条 物品は、次の各号の一に該当するときは、これを譲与し、又は時価よりも低い価額で譲渡することができる。

(1) 公益上の必要に基づき、他の地方公共団体その他公共団体又は私人に物品を譲渡するとき。

(2) 公用又は公共用に供するため寄附を受けた物品又は工作物のうち、その用途を廃止した場合には、当該物品又は工作物の解体若しくは撤去により物品となるものを寄附者又はその相続人その他の包括承継人に譲渡することを、寄附の条件として定めたものをその条件に従い譲渡するとき。

(物品の無償貸付又は減額貸付)

第7条 物品は、公益上必要があるときは、他の地方公共団体その他公共団体又は私人に無償又は時価よりも低い価額で貸付けることができる。

附 則

この条例は、平成元年8月1日から施行する。

○北上地区広域行政組合財政状況の公表 に関する条例

昭和63年4月1日
条例第24号

北上花巻衛生処理組合財政状況の公表に関する条例（昭和53年条例第4号）の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第1項の規定により、財政状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(財政状況の公表の方法等)

第2条 財政状況の公表に関しては、北上市の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。